

日本生命保険相互会社の 「ニッセイ・グリーンローン・フレームワーク」 のグリーンローン原則等への適合性に係る第三者意見

JCRは、日本生命保険相互会社の策定した「ニッセイ・グリーンローン・フレームワーク」のグリーンローン原則等への適合性に関し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見書は、日本生命保険相互会社（日本生命）が策定した、顧客向けのグリーンローンに係る投融資方針である「ニッセイ・グリーンローン・フレームワーク」（本フレームワーク）について、以下の原則等（以下、総称して「関連原則類」）への適合性を確認したものである。

<関連原則類>

- ・グリーンローン原則
- ・グリーンローンガイドライン

株式会社日本格付研究所（JCR）は、関連原則類で推奨されている評価の透明性および客観性確保のため、独立した第三者機関として、以下の2種類の評価を行った。

1. 本フレームワークの貸出スキーム・体制の関連原則類への適合性

上記で示す関連原則類は、企業・組織等が資金調達をする際に、環境面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに使途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記原則に適合するローンを実行するための貸出スキームや体制に係る指針を定めたものではない。したがって、関連原則類における4つの核となる要素（1. 調達資金の使途、2. 適格プロジェクトの選定基準とプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポートィング）すべてが日本生命に求められるわけではない。本フレームワークに対する評価としては、4つの核となる要素のうち、1. 調達資金の使途および2. 適格プロジェクトの選定基準とプロセスについて、本フレームワークに定められている内容が関連原則類に適合しているか確認を行った。

2. 本フレームワークに基づき実行されるグリーンローンの関連原則類への適合性

日本生命が本フレームワークに基づき顧客に対して実行するグリーンローンについては、4つの核となる要素全てに対する適合性について確認を行った。

この結果、JCRは、本フレームワークで設定された適格基準は、関連原則類で資金使途分類として認められた事業等を対象としていること、日本生命がグリーンローンの実施に際して適切な実施体制を整備していることを確認した。また、本フレームワークを参照して実行されるグリーンローンが関連原則類に適合していることを確認した。

*詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：日本生命保険相互会社
「ニッセイ・グリーンローン・フレームワーク」

2022年8月8日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 4 -
II. 第三者意見の評価項目	- 4 -
III. 本フレームワークの貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性	- 5 -
1. 日本生命の長期的なサステナビリティ経営の考え方	- 5 -
1-1. 評価の視点	- 5 -
1-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 5 -
2. 適格クライテリアの設定	- 8 -
2-1. JCR の評価の視点	- 8 -
2-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 8 -
3. 実施体制とプロセス	- 10 -
3-1. JCR の評価の視点	- 10 -
3-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 10 -
IV. グリーンローンの関連原則類への適合性	- 12 -
1. 関連原則類における要求事項への対応状況	- 12 -
V. 結論	- 13 -

<要約>

本第三者意見書は、日本生命保険相互会社（日本生命）が策定した、顧客向けのグリーンローンに係る投融資方針である「ニッセイ・グリーンローン・フレームワーク」（本フレームワーク）について、以下の原則等（以下、総称して「関連原則類」）への適合性を確認したものである。

<関連原則類>

- ・グリーンローン原則¹
- ・グリーンローンガイドライン²

株式会社日本格付研究所（JCR）は、関連原則類で推奨されている評価の透明性および客観性確保のため、独立した第三者機関として、以下の2種類の評価を行った。

1. 本フレームワークの貸出スキーム・体制の関連原則類への適合性

上記で示す関連原則類は、企業・組織等が資金調達をする際に、環境面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに使途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記原則に適合するローンを実行するための貸出スキームや体制に係る指針を定めたものではない。したがって、関連原則類における4つの核となる要素（1. 調達資金の使途、2. 適格プロジェクトの選定基準とプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポートィング）すべてが日本生命に求められるわけではない。本フレームワークに対する評価としては、4つの核となる要素のうち、1. 調達資金の使途および2. 適格プロジェクトの選定基準とプロセスについて、本フレームワークに定められている内容が関連原則類に適合しているか確認を行った。

2. 本フレームワークに基づき実行されるグリーンローンの関連原則類への適合性

日本生命が本フレームワークに基づき顧客に対して実行するグリーンローンについては、4つの核となる要素全てに対する適合性について確認を行った。

この結果、JCRは、本フレームワークで設定された適格基準は、関連原則類で資金使途分類として認められた事業等を対象としていること、日本生命がグリーンローンの実施に際して適切な実施体制を整備していることを確認した。また、本フレームワークを参照して実行されるグリーンローンが関連原則類に適合していることを確認した。

1 LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Loan Market Association)、LSTA (Loan Syndications and Trading Association) Green Loan Principles 2021
<https://www.lma.eu.com/>

2 環境省 グリーンローンガイドライン 2022年版
<https://www.env.go.jp/content/000047699.pdf> (pp.72-119)

I. 第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見書は、日本生命が策定した顧客向けのグリーンローンに係る投融資方針である「ニッセイ・グリーンローン・フレームワーク」（本フレームワーク）について、以下の原則等（以下、総称して「関連原則類」）への適合性を確認することを目的として作成されている。

＜関連原則類＞

- ・グリーンローン原則
- ・グリーンローンガイドライン

本フレームワークは、日本生命が顧客に対して実行するグリーンローンについて、関連原則類で定められた 4 つの核となる要素を満たすための要件、および、当該要件を満たすグリーンローンを日本生命が実行するための体制を定めたものである。

II. 第三者意見の評価項目

今回の評価対象は、日本生命が 2022 年 7 月に策定した「ニッセイ・グリーンローン・フレームワーク」である。以下は、本第三者意見に含まれる評価項目である。

1. 本フレームワークの貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性
 - 1-1. 日本生命の長期的なサステナビリティ経営の考え方
 - 1-2. 適格クライテリアの設定
 - 1-3. 実施体制とプロセス
2. グリーンローンの関連原則類への適合性

III. 本フレームワークの貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性

1. 日本生命の長期的なサステナビリティ経営の考え方

1-1. 評価の視点

本項では、日本生命のサステナビリティに対する取組と方針について、以下の点を評価する。

- 1) 経営陣が、サステナビリティへの取組を経営の優先度の高い重要課題と位置付けている。
- 2) サステナビリティに係る方針、計画が策定され、サステナビリティに係る重要課題が認識・特定されている。
- 3) サステナビリティ経営におけるグリーンローン実行の意義が整理され、社内に周知されている。

1-2. 評価対象の現状と JCR の評価

I. グリーンローンの提供に際しての長期的なサステナビリティ経営の考え方

<日本生命におけるサステナビリティ経営の考え方へ持続可能な社会づくりに向けて～>

- ・日本生命は、経営基本理念に基づき、生命保険事業は、お客様ひいては国民生活、そして社会を支える使命を帯びた公共性の高い事業であるという認識のもと、企業活動を行っている。
- ・日本生命は、様々なステークホルダーとの対話を通じて、社会からの期待や社会的課題に対する認識を深めるとともに、あらゆる企業活動においてバリューチェーン全体を通じて“安心・安全で持続可能な社会”の実現に貢献し、企業価値の向上を目指している。
- ・取組にあたっては、ステークホルダーからの期待と日本生命の事業との関連性の両軸から選定した「サステナビリティ重要課題」に重点を置き、サステナビリティ経営を推進している。

<サステナビリティ重要課題（18項目）>

分野	重要課題
お客様/地域・社会	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度の向上・情報提供の充実 ・商品・サービス提供を通じた社会的課題への対応 ・ユニバーサル・サービスの提供 ・あらゆる地域に対する保険サービスの提供 ・資産運用を通じた持続可能な社会形成への寄与 ・地域・社会発展への貢献・協調関係の構築
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動問題への取り組み
従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材の採用・育成・定着 ・ダイバーシティ&インクルージョンの推進 ・働き方の変革・健康経営の推進

コーポレートガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・相互会社形態による長期的・安定的な経営 ・適切な経済的価値分配 ・コーポレートガバナンスの強化 ・CSR課題の経営への統合 ・ステークホルダー・エンゲージメント
コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス体制の強化
人権	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての人々の人権を尊重する経営
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ERM態勢の高度化

- ・重点課題のうち、「資産運用を通じた持続可能な社会形成への寄与」においては、「ESG投融資の取組方針」を設定し、ESG投融資を強化している。

<日本生命のESG投融資の取組方針>

本社は、生命保険会社としての社会的責務を踏まえ、すべての資産において、資産特性・地域特性に応じ、中長期的な視点から、環境・社会・ガバナンスの観点を考慮した資産運用を行います。そのような資産運用を行うことで、環境や地域・社会と共生し、世界経済・企業と持続可能な成長を共有するとともに、長期安定的な運用収益の確保に努めてまいります。

1. すべての資産における運用プロセスでESGの観点も考慮し、持続可能な社会の実現への貢献と長期安定的な運用収益の確保の両立に努めてまいります。また、ESGをテーマとする債券投資や融資等においては、資金使途が環境・社会課題の解決に資するかといった観点を確認するほか、環境・社会に配慮した不動産投資にも取り組んでまいります。
2. 投資先企業との建設的な対話において、ESGをテーマとする対話をを行うとともに、適切なスチュワードシップ活動を実施し、投資先企業の持続可能な成長を後押ししてまいります。
3. 投資先企業との対話において、財務情報だけではなく、ESGの観点も含む非財務情報の開示充実を求めるとともに、適切な情報開示の在り方についても調査、研究してまいります。
4. グループ会社とのESG投融資ノウハウの共有や、署名企業や業界団体等との情報交換、先進事例の研究等を通じ、ESG投融資における運用プロセスの共有や改良に努めます。
5. ESG投融資実施状況の公表や、ESGに関する国際的な会議等への参加を通じた意見発信等、ESG投融資に関する活動内容について積極的な発信を行い、ESG投融資市場の活性化に貢献します。

- ・資金提供においては、ESG テーマ投融資の数量目標（2017-2023、1.7 兆円）を掲げており、2022 年 3 月には社会全体や企業の脱炭素の取組みを後押しすべく、グリーン・ファイナンスに加え、トランジションやイノベーションへの投融資を対象とした脱炭素ファイナンス枠（2021-2023、0.5 兆円）を設定した。
- ・本フレームワークはこれまでの取組みを更に加速すべく、大企業のみならず、中堅・中小企業含め、幅広いお客様のグリーン・ファイナンスに対するニーズに応えるために策定した。

JCRによる確認結果

日本生命は、2021 年度から 2023 年度を対象期間とする中期経営計画「Going Beyond -超えて、その先へー」の中で、事業運営の根幹をなす取り組みとして、サステナビリティ経営を挙げている。サステナビリティ経営を進めるにあたり、日本生命は「SDGs 達成に向けた当社の目指す姿」として、「貧困や格差を生まない社会の実現」、「世界に誇る健康・長寿社会の構築」、「持続可能な地球環境の実現」、「SDGs 達成を後押しする ESG 投融資」を掲げており、日本生命が考えるマテリアリティを解決することによって達成したい将来像を示している。本フレームワークを参照して実行されるグリーンローンは、「SDGs 達成に向けた当社の目指す姿」の一つである「SDGs 達成を後押しする ESG 投融資」に貢献するものと考えられる。

日本生命では、環境、社会、ガバナンスの課題を考慮する ESG 投融資は、創業以来、日本生命が実践してきた資産運用と本質的に同根をなすものと考えており、長期的な視点でサービスを提供する生命保険会社である日本生命にとって、経済成長に加えて ESG を考慮し、持続可能性を追求することは企業価値の向上につながることのみならず、日本生命の顧客の利益にも貢献するものと考えられている。

日本生命は、2017 年度から 2021 年度の累計で ESG テーマ投融資を 1 兆 3,572 億円実施しており、1 兆 7,000 億円（2017～2023）という目標の達成に向け、本フレームワークの策定を通じて、さらに取り組みを推進することを目指している。

以上より、JCR は、日本生命がサステナビリティに係る取り組みを経営の重要課題の一つと捉えていること、サステナビリティに係る中長期的な方針と具体的な取組方針が定められていること、本フレームワークによるグリーンローンが日本生命全体のサステナビリティ経営の中の重要な施策の一つとして位置づけられていることを確認した。

2. 適格クライテリアの設定

2-1. JCR の評価の視点

- (1) 貸付人等が、グリーンローンの実行について明確な方針、プロセス、および、資金が配分されるグリーンプロジェクトを決定するための明確な基準を有している。
- (2) 貸付人等内部の環境関連部署などの専門的知見を有している部署や外部機関が、プロセスに関与している。
- (3) 貸付人等が、外部の環境専門家に意見を求めることにより、自らのグリーンプロジェクトおよび環境方針を検証している。

2-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(1) グリーンローンの対象となる適格クライテリア

本フレームワークに基づき提供するグリーンローンの対象となるプロジェクト（以下、「適格プロジェクト」）は、当該グリーンローンの資金使途が別途定める適格クライテリア³のいずれかを満たすものとする。

適格性の判断に際しては、グリーンローン原則、グリーンローンガイドライン（以下、関連原則等）等、市場基準との整合性を取ることとし、明確な環境改善効果が認められることを前提とする。

(2) プロジェクトにかかるネガティブな影響の確認及び緩和プロセス

日本生命では、借入人とともにグリーンローンの資金使途の対象プロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、社会的リスクの有無を評価することとしている。潜在的に重大なリスクがある場合には、回避策、または緩和策が講じられており、本来プロジェクトにより期待されるポジティブなインパクトと比べて過大でないことを併せて確認することとしている。これらは、IFC パフォーマンスタンダードを参考にした環境・社会リスクの観点で評価する。財務部および財務審査部は、客観的な評価が必要と判断するときは、必要に応じ、外部専門家に照会する。

プロジェクトがもたらす環境・社会リスクの確認については、まず、プロジェクト類型毎に想定されるリスクを抽出する。次に、それらの中から当該プロジェクトにおけるリスクを特定する。

最後に、特定したリスクについての緩和策・リスクマネジメント体制を評価する。

(3) 除外リスト

プロジェクトの対象が適格クライテリアを満たすものであっても、日本生命の社内規程において禁止されている取引は行わない。

³ 適格クライテリアについては非開示。

JCRによる確認結果

グリーンローンに係る適格クライテリアに定められたプロジェクト分類は、関連原則で示されたものと適合している。また、各プロジェクト分類に属する資金使途の対象となるプロジェクトについても、適格性の基準が定められており、いずれも明確な環境改善効果が認められることが前提とされている。

グリーンローンの対象となる案件はすべて環境・社会に与えうるネガティブな影響に関する精査される。

ネガティブな影響の精査は、IFC パフォーマンススタンダードを参考にした環境・社会リスクの観点で行われることとなっている。また必要に応じて外部専門家を活用し、リスクを精査することとしている。これより JCR では、日本生命が適切な手続きを経てリスクの評価・分析を行い、環境改善効果を上回るような環境・社会面に与えうるネガティブな影響がないことを確認していると評価している。

日本生命は「ESG REPORT 2021」において「ネガティブ・スクリーニング対象分野」を以下のように開示している。

- ・特定の兵器製造企業（クラスター弾、生物兵器、化学兵器、対人地雷等）に対する投融資
- ・国内外の石炭火力発電事業に対する新規投融資

本フレームワークで定められている除外リストは上記の「ネガティブ・スクリーニング対象分野」と整合的である。

これより、JCR は日本生命が上記リストの事業において特定する環境・社会的リスクを排除した上で、環境改善効果を有するプロジェクトを対象とした選定基準になっていると評価している。

3. 実施体制とプロセス

3-1. JCR の評価の視点

- (1) グリーンローンの対象プロジェクトの選定関与者が明確に定められている。
- (2) 個々のプロジェクトの適格性が専門部署によって評価、確認されている。
- (3) グリーンプロジェクトが環境改善効果とネガティブな影響の両方を与える場合、発行体等によりそのネガティブな影響の回避策または緩和策がとられていることを確認するプロセスを有している。
- (4) 日本生命の取引先がグリーンローンを通じて実現しようとするサステナビリティ目標、調達資金の充当対象とするプロジェクトが環境面での目標に合致すると判断するための基準（クライテリア）、およびその判断を行う際のプロセスが妥当である。

3-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(1) プロジェクトの選定関与者

機能	部署名	プロセスにおける役割
フロント関連部署	財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 候補プロジェクトの選定 ・ 必要な情報の入手及び借入人との対話の実施 ・ プロジェクトに係る期中モニタリング
推進・サポート関連部署	ストラクチャード・ファイナンス営業部	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロント関連部署へのアドバイスの提供
審査関連部署	財務審査部	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトのグリーン性の判断 ・ 本フレームワーク及び関連原則等への準拠の確認・承認 ・ プロジェクトの環境・社会リスク評価の実施
企画関連部署	融資総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本フレームワークの見直し

(2) プロジェクト選定プロセス

- ① プロジェクトのグリーン性に係る判断を行うプロセス
- ② 本フレームワーク等への準拠性を確認するプロセス
- ③ プロジェクトの環境・社会的リスク評価に係るプロセス
- ④ ファイナンスの審査を行うプロセス
- ⑤ 最終的にファイナンスを決定（承認）するプロセス

(3) 審査にあたっての必須条件

本フレームワークに則り実行されるローンは、予め定められた条件を満たしていることが確認できることを必須条件とする。

JCRによる確認結果

日本生命がグリーンローンを実行する際の業務分掌は、上記プロセスに対応し、フロント関連部署、推進・サポート関連部署、審査関連部署および企画関連部署に分かれている。

フロント関連部署である財務部は借入人の窓口になる部署であり、グリーンローンの適合性判断に必要となる諸条件についての借入人との対話により情報収集を行い、与信評価とともに関連原則類への適合性に関して一次的な評価を行う。財務部の担当者は、推進・サポート関連部署であるストラクチャード・ファイナンス営業部からのアドバイスも踏まえ、プロジェクトの適合性の判断を行うこととしている。ストラクチャード・ファイナンス営業部は、知識・スキルアップのための財務部向け教育サポート機能や、好取組事例の収集・横展開といった営業推進機能を担っている。

グリーンローンの適合性および与信に係る審査は審査関連部署である財務審査部によって行われる。財務審査部は、「ESG インテグレーション」および 2019 年度より実施している「赤道原則に則った環境社会リスク評価」の実績を有していることから、適合性に係る知見が備わっている。

以上より、JCR は、日本生命内において専門的知見を有する部署が適切にプロセスに関与することおよびグリーン性を評価する部署が財務部や財務部をサポートする部署から独立していることから、適切な業務分掌であると評価している。

選定のプロセスは、借入人との対話によるグリーンローンの一次評価から、当該ファイナンスの与信審査、グリーン性等の適合性に係る審査を経て、最終的なファイナンスの決定までが定められている。

一次評価は、借入人と対話する財務部が行い、必要に応じてストラクチャード・ファイナンス営業部がサポートを行う。日本生命内でのグリーン性等の適合性評価は財務審査部によって行われるが、プロジェクトの適合性、もしくはリスクの評価が困難な場合等は社外の専門家を活用することが明記されており、適切に評価を行う仕組みが確保されていると判断される。

グリーンローンの関連原則類に対する適合性に関しては財務審査部により決定され、グリーンローンの実行に係る最終決裁は、当該ファイナンスに係る財務部により行われることとなっている。

なお、本フレームワークは融資総務部長の決裁を経て社内決定されることとなる。このため、本項で定められたプロセスは適切であると JCR は評価している。

IV. グリーンローンの関連原則類への適合性

1. 関連原則類における要求事項への対応状況

原則	日本生命の対応
調達資金の使途	III で確認した通り、グリーンローンの実行に際し、適格クライテリア、ネガティブな影響のおそれに対する対応策、除外リストを設け、環境改善効果のあるプロジェクトに限定している。
適格プロジェクトの選定基準とプロセス	日本生命は、取引先がグリーンローンの実行に際して、関連原則類が求める選定基準とプロセスに係る事項を適切に満たしているかどうかを審査する体制を構築している。
調達資金の管理	グリーンローンの実行前に、充当計画、追跡管理方法について確認・合意することが必須とされている。 調達資金の全額を適格プロジェクトに充当することについて、借入人に表明保証させている。
レポートィング	資金調達前に、レポートィングの頻度と内容についてあらかじめ取引先と合意し、確約事項としている。 プロジェクトの概要やプロジェクトがもたらすことが期待される環境改善効果等をローン実行時に開示することおよび日本生命に対して年に 1 回報告することを日本生命と借入人との間で合意することとしている。

JCRによる確認結果

JCR は、日本生命が実行するグリーンローンが関連原則類に適合した形で実行されるために必要な事項についてあらかじめ定められていることから、本フレームワークに基づき実行されるグリーンローンは関連原則類に適合していると評価している。

V. 結論

以上の考察から JCR は、本フレームワークで設定された適格基準が、関連原則類で認められた事業等を対象としている点、日本生命がグリーンローンの実行に際して適切な実施体制を整備している点について、関連原則類に適合していることを確認した。また、本フレームワークを参照して実行されるグリーンローンが関連原則類に適合していることを確認した。

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、評価対象であるフレームワークが JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該フレームワークを参照して実行されるグリーンローンの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンローンで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、本フレームワークの策定者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、本第三者意見は、評価対象となるフレームワークから実行されるグリーンローンが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。当該グリーンローンにより調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本第三者意見の作成にあたり、JCR は「JCR グリーンファイナンス評価手法」を参照しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見書を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本第三者意見は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本フレームワークの事業主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体および正確で信頼すべき情報源から入手したものですが、ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるフレームワークにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見書は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録 ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル